

事務事業名	教育・保育給付事業				担当	健康福祉部 児童家庭課 保育係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8035		
施策名	2	子育て支援の充実				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市子ども・子育て支援事業計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	子ども子育て支援法 児童福祉法						☒ 単年度繰返（開始年度 昭和53 年度～）		
予算科目	1.一般会計		3.民生費		2.児童福祉費		4.保育所費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）
事業概要	H 2 7 年度より子ども子育て支援新制度となり、支援法第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び支援法第 2 9 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設等へ共通の給付となり、施設型給付として認定こども園、民間認可保育所、小規模保育事業が対象となり補助制度が変更となった。								
	施設給付費 公定価格（通常要する費用）- 利用者負担額（応能負担）								
・私立保育所については、児童福祉法第 2 4 条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁。 ・認定こども園、幼稚園、小規模保育施設については、新制度で創設された「施設型給付費」、「地域型給付費」として、市から法定代理受領とする仕組みとなり、市は各施設へ負担金として支出。									

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動）		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
28年度実績 給付費・保育所は委託費、施設型給付費・地域型保育給付は負担金として支払い 【毎月】 事業者からの施設型給付費の請求、支払い（市内施設及び広域利用施設） ・認定こども園へ3園が移行 ・小規模保育施設が1園追加 29年度計画 認定こども園の施設整備により定員29名増（1園） ・1園が幼稚園から認定こども園への移行予定 ・待機児童加速化事業による認定こども園の定員増の施設整備を実施 ・国の施策による幼児教育の段階的無償化の推進により、保育料の一部改正		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 民間認可保育所入所児童数（4月1日現在）	人	796	812	772	765	744
		イ 認定こども園入所児童数（4月1日）	人			674	1184	1281
		ウ 民間認可保育所定員数	人	744	744	744	744	744
		エ 認定こども園定員数	人			815	1,416	1,445
		オ	人					
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
・就学前児童 ・民間認可保育所 ・認定こども園 ・小規模保育施設		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 就学前児童数（4月1日現在）	人	4,468	4,405	4,396	4,282	4,291
		イ 民間認可保育所	ヶ所	7	7	6	6	6
		ウ 認定こども園数	ヶ所			4	7	8
		エ 小規模保育施設数	ヶ所			1	2	2
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
・質の高い良好な保育環境を確保する。 ・一定水準の保育体制を整備する。		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 待機児童数（4月1日現在）	人	5	19	12	9	22
		イ 民間保育所入所率（入所児童数/定員）	%	102.7	102.9	103.7	102.8	100.0
		ウ 認定子ども園入所率（入所児童数/定員）	%			113.4	83.6	88.7
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか）		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
・保育に欠ける乳児又は幼児に対し、安全で安心できる適切な保育を実施する。		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 安全に保育された割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						

(2) 総事業費の推移			単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	199,752	233,322	410,613	513,398	550,000
			県支出金	千円	158,815	159,017	205,306	256,699	300,000
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	177,012	177,635	157,139	162,075	160,000
			一般財源	千円	271,583	285,671	505,618	747,601	800,000
			事業費計 (A)	千円	807,162	855,645	1,278,676	1,679,773	1,810,000
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	400	450	500	650	750
			人件費計 (B)	千円	1,626	1,899	2,095	2,699	3,115
			トータルコスト(A)+(B)	千円	808,788	857,544	1,280,771	1,682,472	1,813,115

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等		
①この事務事業を開始したきっかけは何か？いつごろどんな経緯で開始されたのか？	・開始時期 昭和53年度から ・きっかけ 民間保育所が開設したこと。 ・H 2 7 年度より子ども子育て支援新制度として、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化された。	
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	・少子高齢化の進展や社会情勢の変化に伴う待機児童解消対策や、利用しやすい保育所を目指した保育サービスの取り組みが行われてきた。 ・本市では、昭和52年までは公立保育所のみが開設していたが、昭和53年以降、民間保育所の開設が相次いだ。 昭和53年4月「西真岡保育園」、平成12年4月「真岡めばえ保育園」、平成15年4月「萌丘東保育園」、平成19年4月「西真岡第二保育園」、平成21年3月「にのみや保育園」、平成21年4月「真岡あおぞら保育園」、平成25年4月「いちこの杜保育園」 H 2 7 年4月より子ども子育て支援新制度となり、教育・保育給付事業となり、従来の私立保育所に合わせ、児童福祉施設として法的に位置づけられた認定こども園、また小規模保育事業所においても給付対象施設となり、事業規模が拡大したことにより、以前の「民間保育所委託事業」から教育・保育給付事業へ事務事業を置き換えるものとする。 平成29年度より「子ども・子育て支援法施行令の一部改正」で、保育料の非課税世帯の第2子無償化及び1号認定、ひとり親世帯の利用者負担の軽減措置を図る。	
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	・保護者の多くは、子どもを、希望する保育所に、希望する時に入所させたいと言っている。	

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 保育の実施は法に基づくものであり、子育て支援策としての市の施策である。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 保育の実施は法に基づくものであり、市の責務である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 安全で質の高い保育の実施は、法に基づくものである。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 国の基準に基づき実施しており、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 保育の実施は法に基づく事務事業であり、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 国や県の基準により実施しており、削減余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費であり、削減余地はない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 保育に欠ける全部の乳幼児と、認可された全部の民間保育所を対象としており、公平・公正である。 保護者等から、保育料を徴収している。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							